

アクティビティノート <第317号>

2023年6月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
 - 1-1 2023年6月度相談受付件数 ……p.2
 - 1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3～9
2. ちょっと注目 『 暑さ指数を目安に熱中症対策 』 ……p.10～11
3. コラム 『 朝顔の季節 』 ……p.12～13

TOPICS

**暑さ指数を目安に熱中症対策**

本格的な夏を迎え、今年も厳しい暑さとなるようです。2022年度では、5～9月の5ヶ月間における熱中症で救急搬送された方の54.5%が65歳以上の高齢者です。また、発生場所は、住居内での発生が39.5%を占めています。改めて熱中症対策に心掛けましょう。

**朝顔の季節**

夏を代表する花といえば、朝顔を思い浮かべる方が多いのではないのでしょうか。小学生のころに朝顔の栽培を経験されているかと思います。日本各地で朝顔市が開かれる時期になりました。今月は身近な夏の花、朝顔についてまとめてみました。

1. 相談業務

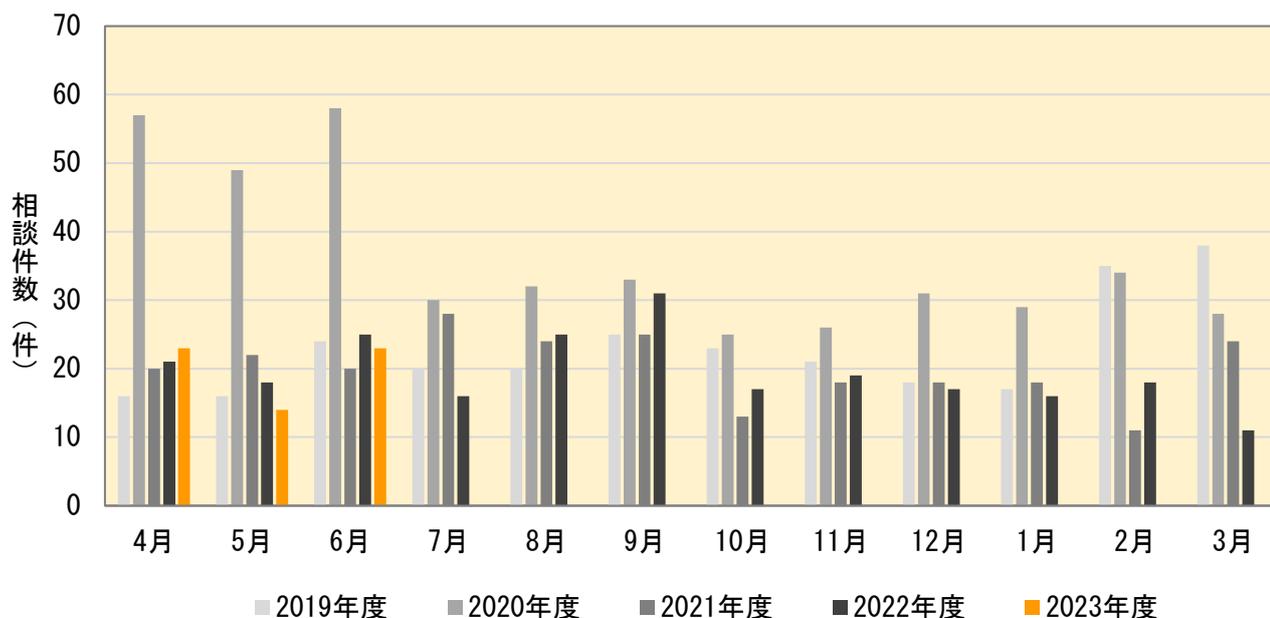
1. 1 相談受付件数

2023年6月度相談受付件数 (5/27~6/26 実働:21日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	5	1	0	7	0	13	57%
消費生活C・ 行政	2	1	0	4	0	7	30%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	3	0	3	13%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	7	2	0	14	0	23	
構成比	30%	9%	0%	61%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2019~2023年度)

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしてあります。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快とを感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしてあります。

◆事故クレーム関連相談

- ◆ <消臭剤で皮膚障害> 「消臭剤〇〇を孫の近くで使用していたところ、孫がせき込んで、蕁麻疹が出て母親が病院に連れて行った。消臭剤のメーカーに連絡したが、成分は教えられないと言われた。消費者庁に問い合わせたが、消臭剤については、表示規制はなく、成分を開示する義務はないと回答された。このようなことがあったことを情報提供したい」との連絡を受けた。このようなケースで企業は成分を教えてくれないものなのか。〈消費生活C〉

⇒消臭剤は雑貨扱いとなり、製品の成分表示は義務付けられていません。また、消費者からの問い合わせに対して成分名を開示する必要もありません。ご連絡いただいた内容については、当センターとしても誰もが見ることができるようアクティビティノートおよび年度報告書等で公開するとともに、関連する団体、機関と情報の共有を図ってまいります。

- ◆ <新築住宅の臭いによる体調不良> 「新築住宅に転居する予定だが、事前に見に行ったところ室内に化学的な臭いがして、自分だけ咳き込みと頭痛などの症状がある。ホルムアルデヒドによるシックハウス症候群の可能性があると思い施工会社に相談したが、建築基準は満足していると言われている」との消費者相談を受けている。シックハウス症候群について教えてほしい。〈消費生活C〉

⇒シックハウス症候群とは、室内の建材等から発生するホルムアルデヒド等の化学物質による室内の空気汚染が原因で、目がチカチカする、鼻水、のどの乾燥、吐き気、頭痛、湿疹などの症状を示す様々な健康障害の総称です。ホルムアルデヒド等のシックハウス対策として国土交通省の「快適で健康的な住宅で暮らすために

(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/sickhouse.files/sickhouse_2.pdf)」に化学物質の室内濃度の指針値も示されています。現在、症状があるとのことですので、医療機関に相談し、体調不良の原因を検討されるように勧められてはいかがでしょうか。

- ◆ <殺虫剤を使用後に体調不良> 3年前にテレビショッピングで購入したスプレータイプの殺虫剤を2カ月前にカーテンに向けて2度使用した。1度目は、足元に刺激を感じただけであったが、数日後に2度目に使用した後からは、眼や体に痛みが出てきた。眼科を受診したが異常はないとの診断であった。体の痛みは市販の痛み止めを飲んでいる。成分はピレスロイド系と書かれている。メーカーに連絡したところ、病院に行くように勧められただけで、対応には不満がある。製品に臭いはないが、まだ、家の中の殺虫剤の成分が残留している感じがするので自分の判断で10万円分くらいになる家具や衣類を廃棄した。製品のメーカーに損害賠償請求をしたい。市役所に相談したところ、市の無料弁護士相談と化学製品PL相談センターを紹介

された。〈消費者〉

⇒製造物に起因する事故で、製造物責任 (P L) 法の対象となる案件の場合、①損害 (被害) が発生したこと、②製造物に何らかの欠陥があること、③損害 (被害) が製造物の欠陥により生じたこと、以上の 3 点を被害者側が立証する必要があります。今回は製品の使用後に体調に異常を感じられていますので、受診を勧めるメーカーの対応は原因を明らかにするために行われたと思われます。市役所の紹介により、今後、弁護士相談も予定されているとのことですので、これまでの製品の使用状況、体調不良と製品の関係についての医療機関の見解などを整理し、相談内容を明確にされてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈購入した新築住宅に放置された塗料で体調不良〉 10カ月前に新築住宅を購入し、入居後しばらくして玄関に補修用の塗料の缶が放置されていたことに気付いた。2カ月前に日が当たらないエアコンの室外機の横にプラスチックケースの中に入れて置いた。3週間前から頭痛、目の痛み、鼻の刺激などの症状が出たため、プラスチックのケースを開けたところ、塗料の臭いがした。エアコンの室外機から室内に塗料の成分が流れ込んだのではないかと思い、エアコンのメーカーに問い合わせたところ、室外機から外気が室内に流れ込むことはないが、ドレンホースから流れ込む可能性は否定できないと言われた。塗料に含まれる有機溶剤はエチルベンゼン、酢酸ブチル、キシレンであった。塗料は既に廃棄しているが、エアコン内に塗料の成分が残るとしたらどのくらいの期間滞留するか。化学製品 P L 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒室内と室外の気圧差のため、エアコンのドレンホースから外気が室内に流れ込む場合があります。お問い合わせの流れ込んだ外気に塗料の成分が含まれた可能性があります。それらの成分がエアコンの内部にどのくらいの期間滞留するかについては当センターではわかりかねます。現在の体調不良とその原因については、医療機関に相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈新築住宅で体調不良〉 住宅を新築したが、家の中に入るとせき込むなどのシックハウスの症状が出て入居することができない状況である。ハウスメーカーがホルムアルデヒド、キシレン、トルエンの 3 物質について濃度を測定したが、どれも基準値以下で問題ないと言われ、具体的な対応はしてもらえない。臭いは溶剤ではなく別の種類の臭いで換気では解決しない。臭いの原因である成分は特定できていないが、床や壁の張り替えなどをして解決するための費用を請求したい。化学製品 P L 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒体調不良とその原因については、医療機関に相談されることをおすすめします。また、住まいるダイヤル (国土交通大臣指定の住まいの相談窓口 (chord.or.jp)) のウェブサイト「新築住宅でシックハウス被害。室内空気測定値は指針値以下だった。今後の対応は」の事例が紹介されています。こちらを参考にしながら、医療機関へ相談し、体調不良の原因を特定されてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈注文した家具が到着後に体調不良〉 インターネットで本棚を注文し、届いて開封したところ、臭いは感じなかったが目がかゆく、呼吸も苦しくなりしばらく横になっていた。受診し、アレルギーと診断されたが、家具との因果関係はわからないとのことであった。販売店に連絡

し、返品はできることになったが製造物責任（PL）法で汚染された部屋のクリーニング費用など請求できないか。〈消費者〉

⇒製造物責任（PL）法の対象となる場合、①損害（被害）が発生したこと、②製造物に何らかの欠陥があること、③損害（被害）が製造物の欠陥により生じたこと、以上の3点を被害者側が立証する必要があります。アレルギーと診断された医師が、家具との因果関係はわからないとしているので因果関係を証明して費用を請求することは難しいと思われます。

- ◆ <トイレ用洗剤で便器表面に傷> ○○製のトイレ洗剤を使用して△△製の便器の表面に傷ができた。ホームページの記載内容に従いトイレ洗剤の使用前に○○の使用方法を確認し、△△製の便器には使用できることは現在もホームページに記載されている。○○からはこれまで傷がついたとの報告はないといわれた。便器のメーカー△△に確認したところ○○製のトイレ洗剤は、含まれる成分の影響があるので使用はできない。便器の傷は修復できないので、便器は入れ替えになるといわれた。住まいは賃貸物件で、昨年にも新築で入居しており、管理会社には便器の傷は連絡をしている。退去時には費用がかかることになるのが心配で、これまでの経緯を消費生活センターに相談したところ、成分などについてはわからないので、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒○○のトイレ洗剤について公開されている成分情報の内容だけでは、化学物質を特定することはできず、△△の樹脂製の便器にどのような影響を与えるのかを判断できません。○○のホームページに記載されている使用可能とする見解と根拠を書面で入手されてはいかがでしょうか。既に消費生活センターにも相談をされているので、使用の経緯とメーカーの見解などを再度お伝えしてはいかがでしょうか。

◆ 品質クレーム関連相談

- ◆ <製品の調査・分析してほしい> 「ジョイントマットを敷いた翌朝から頭痛がした。すぐに撤去して換気をしたので、頭痛は治まったが、有害物質が放散されたためだと思う。どのような物質なのか調べてほしい」との相談を消費者から受けている。化学製品PL相談センターで調査・分析してもらえるか。〈消費生活C〉

⇒当センターでは調査・分析などは実施していません。製品に関して、調査が必要な場合は、「独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）」

(<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>) または、「独立行政法人国民生活センター

(http://www.kokusen.go.jp/test_list/index.html)」のウェブサイトに掲載されている検査機関のリストを参考に、消費者がご自身で相談をするようにご案内しています。

- ◆ <寝袋からの異臭について> ○○製の寝袋で1年前に購入した製品を先日使用したところ、製品から異臭がした。メーカーに相談したところ返送してほしいと言われ、製品の確認を行った。先日、メーカーの回答を受け、特に臭いに関する問題はなく正常品といわれた。臭いがあると思うので消費生活センターに相談したところ、使用している素材についてはわからないといわれ、化学製品PL相談センターを紹介された。使われている繊維について教えてほしい。〈消費者〉

⇒〇〇の製品については、寝袋の表面素材、中綿にはそれぞれポリエステル素材の繊維が使用されています。ポリエステル繊維については衣類を含め、さまざまな製品に使用されている素材です。製品の臭いについては、保管状態によっても変わります。また、臭いに関する感受性は個人差が大きく、人によっては臭いを感じる場合もあります。〇〇製の寝袋は丸洗い可能とのことですので、製品表示を確認し、洗濯をされた上で製品の臭いを確認されてはいかがでしょうか。

◆一般相談

- ◆ <靴底の滑り性について> 「〇〇製のワークブーツを履いている時に、タイル床で滑り転倒をした。製品の注意表示に滑って転倒する恐れがありますので十分注意してくださいとの表示もあることは確認した。消費者には〇〇から『靴底の滑り性については第三者機関で確認しており、問題はない』との見解が伝えられている。製品についてはこれ以上確認する内容はあるのか」との消費者相談を受けている。〈消費生活C〉

⇒〇〇にて靴底の滑り性を確認されているようですが、転倒した時のタイル床の状況が明確ではないので、当時のタイル床が汚れや濡れていた状況などを確認する必要があります。また、〇〇製のワークブーツで転倒に関する類似の案件あるかについても確認する必要があります。メーカー〇〇に詳細を問い合わせ対応を勧められてはいかがでしょうか。

- ◆ <蛍光増白剤の安全性について> 「布巾などの洗濯に蛍光増白剤入りの洗剤を使用した。大丈夫なのか」との消費者相談を受けている。蛍光増白剤について教えてほしい。〈消費生活C〉

⇒「蛍光増白剤のヒト健康と環境へのリスクは低い」という結論が得られています。リスクは低いので、蛍光増白剤の入っている洗剤を使っても、ヒトの健康に影響はありません。

(https://jsda.org/w/02_anzen/3kankyo_12.html#:~:text=%E2%96%A0%E3%83%AA%E3%82%B9%E3%82%AF%E8%A9%95%E4%BE%A1%E3%81%AE%E7%B5%90%E6%9E%9C,%E5%81%A5%E5%BA%B7%E3%81%AB%E5%BD%B1%E9%9F%BF%E3%81%AF%E3%81%82%E3%82%8A%E3%81%BE%E3%81%9B%E3%82%93%E3%80%82)) 布巾などの洗濯については、一般には漂白剤を使用する機会が多いので、用途に合わせて酸素系または塩素系の漂白剤について、使用方法を確認の上で勧められてはいかがでしょうか。

- ◆ <ひまわりの種に使用されている農薬の成分> 「栽培用のひまわりの種をインターネット通販で購入した。届いた種を手で触ると気持ちが悪くなる。自分は化学物質過敏症であり、柔軟剤などでも体調が悪くなる。ひまわりの種に使用されている農薬の成分を知りたい」との相談を受けている。化学製品PL相談センターでわかるか。〈消費生活C〉

⇒個別の製品に関する成分や安全性についての詳細情報は当センターにはありません。お問い合わせのひまわりの種に使用されている農薬やその他の成分については、メーカーに確認するように伝えられてはいかがでしょうか。

- ◆ <発泡ウレタンの安全性について> 「自宅のリフォームを予定している。断熱材として発泡ウレタンを検討しているが、インターネットに海外で安全性を心配するような情報もあり、発

泡ウレタンの人体への安全性が心配である」との相談を受けている。このような相談に対応してもらえるか。〈消費生活C〉

⇒発泡ウレタンは断熱材として一般的に使用されているもので、発泡ウレタンを断熱材として使用することは、国内で安全性を確認した製品であれば問題ありません。当センターでは個別の製品についての安全性に関する詳細情報は持ち合わせておりません。断熱材のメーカーまたは施工業者にお問い合わせください。

- ◆ 〈物質の特定について〉 第三者から嫌がらせを受けている。農薬か殺虫剤を周囲に撒かれたようで、衣類や靴にも付着して、洗濯しても取れずに濡れることでさらに広がっていると思う。無味無臭なもので、目や皮膚に刺激はないが、かすかに苦味を感じ、口の周りがパサパサする。また、粘膜が張り付くような感じや胸が痛い感じになる。何度も病院に行っているが、肺に陰があるが悪性ではないと言われている。警察にも相談したが、今の状況では何もできないと対応してくれない。まずは撒かれた物質が何であるかを分析機関に依頼するために物質を絞り込みたい。伝えた情報でどのような物質が考えられるか。〈消費者〉

⇒お伺いした情報で物質を特定することは当センターではできません。また、体調に関する相談については実際に診断を行う医療機関にご相談ください。身体症状から物質を特定することはできかねます。

- ◆ 〈クエン酸系洗剤の使用期限について〉〇〇製のクエン酸系洗剤には使用期限がないのか。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒洗剤などの家庭用製品については、使用期限を記載する必要はありません。通常、未開封で室温保管した場合は3年以上品質に変化は無いように設計されています。製品に記載されている製造記録番号をメーカー〇〇に問い合わせると製造記録から製品の製造日を確認することができる場合がありますので、確認されてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈殺虫剤の安全性について〉 賃貸の集合住宅に住んでいる。住人からアリが発生したとの申し出を受け、管理会社から業者に依頼し、殺虫剤〇〇を撒いた。〇〇は粉状で、各戸のドア、外壁、駐車場など広範囲に撒かれた。今のところ、健康被害はないが、虫を殺す成分は人の体にも害があるのではないかと心配である。製品〇〇の注意表示にも「薬剤を直接吸い込んだり、口や目に入れないこと」と書かれているため心配である。管理会社に伝えたところ、自分の部屋のドアと壁だけは洗い流してくれたが、まだ、他の住戸や外壁などに残っている粉が飛散して、口に入ったりするのではないかと心配である。この製品の安全性はどうか。〈消費者〉

⇒当センターでは個別の製品の成分や安全性に関する詳細情報は持ち合わせておりません。製品〇〇の安全性についてはメーカーに確認されてはいかがでしょうか。また、何か体調変化がある場合は医療機関への相談をお勧めします。

- ◆ 〈使用期限の過ぎたマウスピース用洗剤の使用について〉 主成分が過ホウ酸ナトリウムの矯正用マウスピースの洗剤を使用している。特に問題はないが、購入したのが10年くらい前で今後も使用して大丈夫か心配になった。メーカーに問い合わせたところ、製品の使用期限は通常保管で製造から3年で、3年以上経過した製品の使用はお勧めできないとのことであっ

た。使用すると何か問題が起こるか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。

〈消費者〉

⇒薬機法の対象である、医薬品、医薬部外品、化粧品には、製品の使用期限を、表示することが規定されています。ただし、「製造又は輸入後適切な保存条件のもとで三年を超えて性状及び品質が安定な医薬品、医薬部外品及び化粧品」は対象外とされています。お問い合わせの製品は、薬機法の対象外である雑貨品のため、使用期限に関する表示の規定はありません。製品の品質や安全性はメーカーが責任を持つ事柄ですので、当センターとしてはメーカーの意見に従うことをお勧めします。その上で使用される場合は自己責任となります。

- ◆ 〈セリウムトイレブラシについて〉 セリウムトイレブラシを購入した。セリウムは安全なのか心配になり、メーカーに確認したところ安全としか言わない。セリウムとは何なのか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒セリウムトイレブラシには、金属酸化物の酸化セリウムの微粒子が使われており、研磨剤にも使われている成分です。ブラシの研磨効果のためにブラシに含まれていると思われます。酸化セリウムは水には不溶で、製品の使用方法には「水だけで使用」とされていますので、表示に従い使用されてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈フッ素樹脂加工のフライパンの安全性について〉 3 年半前に購入した〇〇社製のフライパンが焦げ付くようになった。表面のコーティングはフッ素樹脂で剥がれた成分が食品に移行し、食べた場合の安全性が心配になり、調べてみると、空焚きすると有害な物質が出るとの情報があった。空焚きはしたことはあるが特に体に異常はない。焦げ付くようになったフライパンは使用しない方がよいか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒〇〇社の Web サイトのよくある質問に、焦げ付くようになったことに対して、「必要以上の熱量がフライパンに加えられた結果、フッ素樹脂が 260℃以上になり炭化した状態です。フッ素樹脂は消耗しますので少量の油を引いてご使用ください。」とあります。また、参考情報として、内閣府の「食品安全委員会」がフッ素樹脂についてまとめたファクトシート(科学的知見に基づく概要書) (f02_fluorocarbon_polymers.pdf (fsc.go.jp))によれば、仮に、はがれ落ちたコーティング材の薄片を飲み込んだとしても、体内に吸収されずそのまま排出され、ヒトの体のいかなる毒性反応も引き起こさないとされています。但し、フッ素樹脂加工されたフライパン等の加熱用調理器具は、適正に使用された場合にはリスクはありませんが、315～375℃以上に加熱すると、有害な蒸気(ヒュームと呼ばれる加熱生成物)が発生する可能性があり、加熱した時の生成物を吸引した場合にインフルエンザに似た中毒症状を示すとされています。空焚き等をしないよう気を付ける必要があります。

- ◆ 〈天然ゴム製手袋の安全性について〉 100円均一の店で購入した天然ゴム製手袋をキッチン用として、食器などを洗う時に使用している。使用し始めて2、3ヵ月後に表面がべたつくようになり、指先も溶けて穴が開いている。この手袋を使い炊飯器の釜を洗いご飯を炊いて食べたが、安全性が心配になった。メーカーに手袋の調査を依頼したが断られ、今後は食品衛生法に適合した手袋を使用するようと言われた。どういうことか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒食品に直接触れる手袋の場合、食品衛生法の規格基準に適合したものであることが必要です。詳細はわかりかねますが、メーカーの説明から今回使用された手袋は食品衛生法の規格基準に適合していないものと思われます。ご説明の状況から、炊かされたご飯である食品に直接触れてないようですので過度に心配される必要はないでしょう。キッチンで使用する手袋は、食品に触れる機会があるので、食品衛生法に適合した手袋を選ぶようにされてはいかがでしょうか。

- ◆ <製造物責任法に関するアドバイスについて> 企業間の製造物責任に関して契約書の具体的な内容を検討している。契約先から製造物責任を負わない場合の契約内容を挙げてきている。契約書の内容についてアドバイスをしてもらえるか。〈事業者〉

⇒当センターは、特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。お問い合わせにはお答えできかねます。製造物責任法は消費者庁の所管で、「製造物責任法については、製造物責任法の概要 Q & A」、「製造物責任 (P L) 法の逐条解説」が消費者庁 (caa. go. jp) から公開されていますので、それらを参考に専門家に確認されてはいかがでしょうか。

- ◆ <ガソリンの成分について> バイクカバーを製造している事業者である。お客様から、バイクカバーが接触しているバイク本体の一部がオレンジに変色したとの指摘を受けた。カバーの素材は綿で裏側は黒である。防水加工などは施していない。原因究明のために指摘品の生地を分析したところ、製造品には含まれない 2-エチル-1-ヘキサノールとトリメチル酢酸が検出された。お客様に状況を確認したところ、変色部はカバーをかける前にガソリンが大量に付着して拭き取ったとのことであった。検出された成分はガソリンに含まれる成分なのか。化学製品 P L 相談センターはインターネットで知った。〈事業者〉

⇒ガソリンの主成分は炭素と水素が結びついた、炭素数 4 ~ 10 の炭化水素の混合物です。お問い合わせの 2 物質がガソリンへの添加物として使用されているかどうかについては当センターではわかりません。「職場のあんぜんサイト」

(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html>) における推奨用途は、2-エチル-1-ヘキサノールは可塑剤、合成潤滑剤、トリメチル酢酸はポリマー、樹脂、医薬、農薬、化粧品、燃料、潤滑油及びトランスミッション液の合成原料となっています。

- ◆ <職場で扱う化学物質について> 職場で過酸化水素、水酸化カリウム、水酸化ナトリウムなど複数の薬品を使用している。それぞれの化学物質について危険性などを教えてほしい。化学製品 P L 相談センターはインターネットで知った。〈事業者〉

⇒労働安全衛生法では一定の危険有害性のある化学物質について、使用する事業場においてリスクアセスメントが義務づけられており、その結果に基づき、労働者の危険または健康障害を防止するための措置の内容を検討し、その内容を労働者へ周知することが規定されています。お問い合わせの物質はいずれも、「職場のあんぜんサイト」

(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html>) にて対象となる化学物質です。参考の上職場の管理者に確認されることをお勧めします。



暑さ指数を目安に熱中症対策

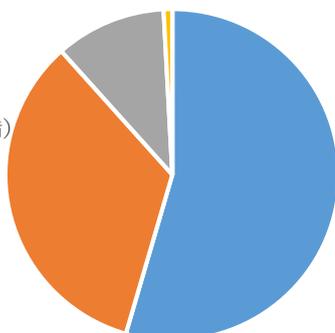
7月に入り、いよいよ本格的な夏を迎えます。今年も厳しい暑さとなるようです。改めて熱中症対策に心掛けましょう。



○熱中症の実態

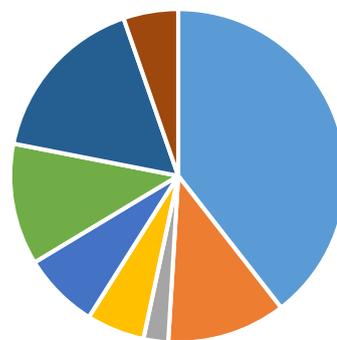
総務省消防庁 から公開されている 2022 年度に 5～9 月の 5 ヶ月間における熱中症で救急搬送された方の人数は、71,029 名です。そして、熱中症になった年齢内訳と発生場所をグラフにすると下記のようになります。^{1) 2)}

- 高齢者 (満 65 歳以上)
- 成人 (満 18 歳 以上 満 65 歳未満)
- 少年 (満 7 歳以上 満 18 歳未満)
- 乳幼児 (生後 28 日以上 満 7 歳未満)
- 新生児



2022年度 年齢内訳

- 住居
- 仕事場① (工場等)
- 仕事場② (田畑等)
- 教育機関 (学校等)
- 公衆① (屋内)
- 公衆② (屋外)
- 道路
- その他



2022年度 発生場所

緊急搬送された年齢の内訳では、全体の 54.5% (38,725 名) が 65 歳以上の高齢者です。また、熱中症の発生場所については、住居内での発生が 39.5% (28,064 名) を占めているのが実態です。

○熱中症とは

ある年齢以上の方には「日射病」の呼び方が、なじみがあるかもしれません。現在は熱中症と呼ばれています。人は恒温生物で体温を 37℃前後に保つことで、生命を維持しています。体温を一定にするために皮膚へ血液を送り放熱しています。そして、皮膚表面から汗をかくことで水分の蒸発熱を利用して熱を体の外に逃がしています。外気温が高くなる、湿度が高くなると人によっては、体の外に熱を逃がすことが十分に行うことができなくなることがあります。これが熱中症です。熱を体の外へ逃がすことができなる要因としては様々考えられますが、水分が不足して汗をかくことができない、暑さ自体を感じにくくなる、体調不良などがあげられます。

体温調節機能が衰える高齢者と未発達な思春期前の子どもには特に注意する必要があります。

○暑さ指数を熱中症予防の目安に

暑さ指数(WBGT)は、Wet-Bulb Globe Temperature (湿球黒球温度) の略称で、3 種類の測定値 (黒球温度、湿球温度及び乾球温度) をもとに算出されます。³⁾

1. 黒球温度 (GT:Globe Temperature)

黒色に塗装された薄い銅板の球 (中は空洞、直径約 15cm) の中心に温度計を入れて観測します。黒球の表面はほとんど反射しない塗料が塗られています。この黒球温度は、直射日光にさらされた状態での球の中の平衡温度を観測しており、弱風時に日なたの体感温度と良い相関があります。

2. 湿球温度 (NWB:Natural Wet Bulb temperature)

水で湿らせたガーゼを温度計の球部に巻いて観測します。温度計の表面にある水分が蒸発した時の冷却熱と平衡した時の温度で、空気が乾いている時ほど、気温 (NDB: 乾球温度) との差が大きくなり、皮膚の汗が蒸発する時に感じる涼しさの度合いを表します。

3. 乾球温度 (NDB:Natural Dry Bulb temperature)

通常の温度計を用いて、そのまま気温を観測します。

暑さ指数(WBGT)の算出式

屋外での算出式: $WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度 (NWB)} + 0.2 \times \text{黒球温度 (GT)} + 0.1 \times \text{乾球温度 (NDB)}$

屋内での算出式: $WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度 (NWB)} + 0.3 \times \text{黒球温度 (GT)}$

日常生活の中で暑さ指数を基準にして、熱中症の予防を積極的に行いましょう。

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活活動の目安	注意事項
危険 (31 以上)	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 (28 以上 31 未満)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25 以上 28 未満)	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。
注意 (25 未満)	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

○熱中症警戒アラートを活用して熱中症対策を

環境省から、熱中症を未然に防止するため全国約 840 地点における暑さ指数 (WBGT) の実測値と予測値をホームページにて公開しています。⁴⁾そして、前日の 17:00 及び当日 5:00 頃に暑さ指数が 33 を越えると予測された場合には、「熱中症警戒アラート」が発表されます。発表された場合は、熱中症リスクの高い高齢者の方に声掛けをするなど、普段以上に熱中症への予防に心がけましょう。激しい運動を控え、エアコンなどを適切に使い、暑さを避けるようにしましょう。また、のどが渇く前に水分の補給を積極的に行いましょう。

【参考にした情報】

1) 総務省消防庁 HP「熱中症情報」より

<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html>

2) 熱中症の 4 割が『おうち』で発生; 製品評価技術基盤機構

<https://www.nite.go.jp/data/000146829.pdf>

3) 暑さ指数(WBGT)について: 環境省

https://www.wbgt.env.go.jp/doc_observation.php

4) 全国の暑さ指数(WBGT)の実況と予測: 環境省

https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php



コラム

朝顔の季節

夏を代表する花といえば、朝顔を思い浮かべる方が多いのではないのでしょうか。小学生のころに朝顔の栽培を経験されているかと思います。日本各地で朝顔市が開かれる時期になりました。今月は身近な夏の花、朝顔についてまとめてみました。



○朝顔の出身は

朝顔は日本原産の植物ではありません。原産地は中南米原産と言われていて、そこから世界に広がったと言われています。日本には中国から 1200 年前の奈良時代 (800 年頃) に渡来したとも考えられています。当時の朝顔の種子は「牽牛子 (けんごし)」と呼ばれており、下剤の効果を漢方薬として用いられていました。朝に花を咲かせることから「朝顔」と名づけられたといわれますが、現在の朝顔以外にも朝に花を咲かせるキキキョウやムクゲなどの植物全般をまとめて呼んでいた可能性もあります。平安時代となり、1164 年に平清盛によって厳島神社に納められた「平家納経」には、青色の朝顔が描かれています。この頃になると朝顔が他の植物と区別をされたと考えられています。

○朝顔に大きな変化

その後の朝顔ですが、江戸時代 (1600 年頃) までは、突然変異で白い花をつけるなどの変化を起こすことはありました。しかしながら、江戸時代 (1700 年頃) の備中松山 (現在の岡山県高梁市) で、黑白江南花と呼ばれるこれまでの朝顔とは全く異なる絞り咲きの花が出現するという大きな変化が起きます。この突然変異については、現在は朝顔の詳細な DNA ゲノム解析によって明らかにされています。朝顔の DNA 配列の中に「トランスポゾン (動く遺伝子)」が入り込んだり、抜け出たりした痕跡が残されています。このトランスポゾンにより朝顔の成長を制御する遺伝子が様々な制御を受けることで、花や葉の形や色も変化します。花の形を作る「おしべ」や「めしべ」にも変化が起き、形や機能も変わることで朝顔と思えないような形にまで変化を起こします。種を作ることもできない朝顔ができてしまいます。トランスポゾンは朝顔だけにある性質ではありません。ショウジョウバエの突然変異などもトランスポゾンによるものです。

○朝顔の栽培ブーム

絞り咲きの朝顔の栽培が関西に伝わり、その後江戸に伝わると当時の植木職や庶民の目にとまり江戸時代には 2 回の朝顔を栽培するブームが起きました。

江戸時代 1 回目の栽培ブームは文化文政期 (1804~1830 年) です。1806 年に起きた文化の大火で焼けた下谷一体の空き地で朝顔の栽培が行われ、江戸の人の観察眼により様々な品種が作りだされました。その後、江戸時代 2 回目となる栽培ブームが嘉永安政期 (1848~1860 年) に起こります。この時期には更に珍奇なものが好まれようになり、花を付けて種を採ることもできない異形の品種も好まれるようになりました。もとの親木の種を残しながら、種のない品種を残すなど様々な工夫

をして珍奇な品種を栽培する試みも行われました。当時はもちろん現在のメンデルの法則などは江戸の一般人は知りませんが、種のできない珍奇な朝顔を栽培して自慢し合いながら楽しむことなどが盛んに行われていました。

明治時代になると伝統的な日本を否定する風潮から、朝顔の栽培も廃れる時期を迎えましたが、明治中期から昭和の初期に 3 回目と言われるような栽培ブームとなり、散逸していた江戸時代に確立した品種を収集することも行われました。

戦争を経て、1948 年 (昭和 23 年) には、入谷周辺で朝顔市が七夕の時期に開催されることになりました。これを切っ掛けに全国で朝顔市が開かれるようになりました。



【参考にした情報】

1) 特別展「伝統の朝顔」; 国立歴史民俗博物館

<https://www.rekihaku.ac.jp/exhibitions/plant/project/index.html>

2) アサガオの園芸史; 九州大学

<http://mg.biology.kyushu-u.ac.jp/hort-history.php#:~:text=%E4%B8%AD%E5%8D%97%E7%B1%B3%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E8%B5%B7%E6%BA%90%E3%81%AE%E3%82%A2%E3%82%B5%E3%82%AC%E3%82%AA,%E3%81%A6%E3%81%84%E3%81%9F%E3%82%88%E3%81%86%E3%81%A7%E3%81%82%E3%82%8B%E3%80%82>

3) 入谷朝顔市: 下谷観光連盟・入谷朝顔実行委員会

<https://www.asagao-maturi.com/>

化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
- ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
- ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください)
- ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
- ④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：菅沢(スガサワ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル7階

TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604

URL : <https://www.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。